

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

城陽市議会議長

小松原 一 哉 様

提出者 城陽市議会議員

平	松	亮
宮	園	智 子
谷		直 樹
乾		秀 子
相	原	佳代子
語	堂	辰 文
本	城	隆 志

議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

記

議案第 6 2 号 城陽市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

城陽市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

城陽市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年城陽市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行			改 正 後		
(定義)			(定義)		
第２条 略			第２条 略		
２～９ 略			２～９ 略		
１０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。） <u>第２条第８項</u> に規定する特定個人情報をいう。			１０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。） <u>第２条第９項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
１１～１３ 略			１１～１３ 略		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第１２条 略			第１２条 略		
２～４ 略			２～４ 略		
５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第３ ８条 第１ 項第 １号	又は第１ ２条第１ 項及び第 ２項の規 定に違反 して利用 されてい るとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第２条第９項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第３ ８条 第１ 項第 １号	又は第１ ２条第１ 項及び第 ２項の規 定に違反 して利用 されてい るとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第２条第１０項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略			略		

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年（2025年）6月1日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行等に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提案するものである。